



平成 22 年 1 月 28 日

各 位

会社名 株式会社セディナ  
代表者名 代表取締役社長 舟橋 裕道  
(コード番号 8258 東証・名証第 1 部)  
問合せ先 広報 I R 部長 平野 浩彦  
(T E L 03-6714-7723)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 1 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更（以下「本件定款変更」といいます。）について平成 22 年 3 月 12 日開催予定の臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」といいます。）にはかることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 本件臨時株主総会において、株式会社 SMF G カード&クレジットを引受先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）に関する議案が原案どおり承認可決され、本件第三者割当が実行されますと、当社は銀行持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社となる予定です。これに伴い、銀行持株会社の子会社が銀行法上営むことができない事業を削除する等事業目的の変更を行うものであります。
- (2) 当社および子会社の事業の現状に合わせて、事業目的の明確化をはかるために、現在営んでいない事業を削除する等事業目的の変更を行うものであります。

なお、本件定款変更の効力は、本件臨時株主総会において、本件第三者割当に関する議案が原案どおり承認可決されること、および本件第三者割当が実行されることを条件に、平成 22 年 5 月 31 日をもって生じるものとします。

##### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

本件定款変更のための臨時株主総会開催日 平成 22 年 3 月 12 日 (予定)  
本件定款変更の効力発生日 平成 22 年 5 月 31 日 (予定)

以 上

別紙

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更部分)

| 現 行 定 款   | 変 更 案                     |
|---|---------------------------|
| 第1条 (条文省略)  | 第1条 (現行のとおり)              |
| (目的)  | (目的)                      |
| 第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。  | 第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。  |
| (新 設)   |                           |
| 1. <u>割賦購入斡旋業、前払式特定取引業。</u>                                     | 1. <u>クレジットカードに関する業務。</u> |
| 2. <u>債権買取業、集金代行業、信用調査業、計算事務代行業、振込申込事務代行業。</u>                  | 2. <u>信用購入あっせん業。</u>      |
| 3. <u>金銭の貸付、金銭の貸付の代理、金銭の貸借の媒介および信用保証業務ならびにその他金融業務およびその代理業務。</u> | 3. <u>債権買取業。</u>          |
| 4. <u>抵当証券の売買および仲介ならびに管理業。</u>                                  | 4. <u>集金代行業。</u>          |
| 5. 金融商品仲介業。   | 5. 計算等事務代行業。              |
| 6. <u>信託契約代理業、信託受益権販売業。</u>                                     | 6. <u>貸金業。</u>            |
| 7. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務。                                     | 7. 信用保証業。                 |
| 8. <u>銀行代理業。</u>  | (削 除)                     |
| 9. <u>国内・国外の金融資産に係わる投資顧問業務。</u>                                 | 8. (現行第5号のとおり)<br>(削 除)   |
| 10. <u>資産運用および管理に係わる総合コンサルティング業務。</u>                           | 9. (現行第7号のとおり)            |
| 11. <u>債権管理回収業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を経営、管理すること。</u>       | (削 除)                     |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>12. <u>総合リース業およびその代行業務。</u></p> <p>13. <u>家庭用電気機器、音響機器、通信機器、事務用機器、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、スポーツ用品、娯楽用品、美術品、宝石および貴金属、紳士服・婦人服・子供服等の衣料品、金地金の販売ならびにその代行業務。</u></p> <p>14. <u>プリペイドカード、商品券、ギフト券などの前払式証票の発行ならびに入場券、遊技場等の割引優待券の発行、売買および仲介。</u></p> <p>15. <u>薬局、飲食店、喫茶店、遊技場、ホテル、スポーツ施設、カルチャーセンター、プレイガイド、ガソリンスタンド、駐車場の経営ならびに広告宣伝業、広告代理業、ビル清掃業、警備業、写真業、理容・美容業、クリーニング業、印刷業、出版業および自動車教習所等への紹介斡旋業務。</u></p> <p>16. <u>不動産の売買、賃貸、仲介、鑑定および管理業。</u></p> <p>17. <u>インターネットの接続に関する業務、インターネットを利用した情報システムの企画・開発・設計・管理運営、情報提供サービス業務およびこれらに係わるコンサルティング業務。</u></p> <p>18. <u>会社の合併および技術、販売、製造、企画等の業務提携の仲介斡旋ならびにそれらのコンサルティング業務。</u></p> | <p>10. 総合リース業。<br/>(削 除)</p> <p>11. 前払式証票に関する業務。<br/><br/>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>19. <u>労働者派遣事業。</u></p> <p>20. <u>旅行業。</u></p> <p>21. <u>古物売買業。</u></p> <p>22. <u>陸上・海上・航空の貨物運送業およびその代理業。</u></p> <p>23. <u>郵便切手類、印紙の販売業。</u></p> <p>24. <u>前各号に附帯関連する一切の事業。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>12. <u>前各号に附帯関連する一切の業務、ならびに前各号の業務の外、銀行法その他の法律により営むことのできる業務。</u></p> |
| <p>第3条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>   | <p>第3条～第38条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>   |

以 上